

議第 8 1 号 専決処分の承認について

1 提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）が平成 30 年 3 月 31 日に公布され、これに合わせて地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）及び地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）についても一部改正が行われました（同日公布）。

これらの法令の一部改正を受け、呉市税条例（昭和 25 年呉市条例第 33 号）及び呉市都市計画税条例（昭和 32 年呉市条例第 3 号）を改正し、平成 30 年 4 月 1 日に施行する必要がある、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、これらの条例の一部改正について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、その承認を求めるものです。

2 改正の内容

(1) 固定資産税及び都市計画税

3 年に一度の評価替え（※ 1）に伴い、現行の仕組みを 3 年間延長し、土地については負担調整措置（※ 2）と下落修正（※ 3）の仕組みを継続します。

※ 1 3 年に一度の評価替え

土地と家屋の評価替えについては、膨大な量の事務が生じることなどから、3 年ごとの基準年度（今回は平成 30 年度）に評価替えを行い、当該評価替えに基づく価格を賦課期日（1 月 1 日）現在の価格として課税台帳に登録することとされています。平成 31 年度及び平成 32 年度については、新たな評価を行わないで、平成 30 年度の価格をそのまま据え置くこととなります。

ただし、土地若しくは家屋の固定資産税及び都市計画税が新たに課されることとなる場合又は土地の地目変換又は家屋の増改築などによって平成 30 年度の価格によることが適当でない場合には、価格の修正を行います。

※ 2 負担調整措置

土地に係る固定資産税及び都市計画税は、評価が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇が緩やかなものになるよう、課税標準額を徐々に是正する措置を講じます。

※ 3 下落修正

平成 31 年度及び平成 32 年度については、地価の下落により、価格を据え置くことが適当でないときは、価格の修正を行います。

(2) 固定資産税

固定資産税の減額措置のうち地方税法（昭和 25 年法律第 126 号）が定める課税標準の特例率の基準の範囲内において条例で定めるものとされる通称「わがまち特例」のうち、次の表の特例について期間が終了するため規定を削除します。

なお、地方税法の一部改正による新たな特例率の基準に基づく条例の定めについては、本 6 月定例会に同時に上程しています「議第 8 2 号 呉市税条例等の一部を改正する条例の制定について」の中で提案しています。

対象資産		地方税法に規定する特例率の基準	特例率
水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液の処理施設 (平成28年4月1日～平成30年3月31日取得分) 【例】油水分離装置等		3分の1を参酌して、6分の1以上2分の1以下	3分の1
特定再生可能エネルギー発電設備 (平成28年4月1日～平成30年3月31日取得分) 新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度分	太陽光発電設備	3分の2を参酌して、2分の1以上6分の5以下	3分の2
	風力発電設備		
	水力発電設備	2分の1を参酌して、3分の1以上3分の2以下	2分の1
	地熱発電設備		
	バイオマス発電設備		

(3) 法人市民税

ア 二重課税の調整

内国法人がその内国法人の外国関係会社に係る所得の合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された我が国の所得税等、地方法人税及び法人住民税の額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額のうち、その内国法人の法人税、地方法人税及び法人県民税の額から控除しきれなかった金額を、法人市民税の額から控除します。

イ 修正申告又は増額更正に係る延滞金の計算期間

修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の市民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとします。

(4) その他

法令改正による引用条項の移動に伴い、関係規定の整理等を行います。

3 施行期日

平成30年4月1日